

市有財産売却のご案内(土地)

1 申込資格

次のいずれかに該当する方は申込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び美唄市暴力団の排除に関する条例第2条第4号に規定する暴力団関係事業者に該当する者
- (4) 市長が不適当と認める者

※ 申込受付後、上記(3)に該当するかの確認のため、申込者(共有者、役員)について、必要と認められた場合には北海道警察本部に照会しますので、あらかじめご了承ください。
北海道警察本部から上記(3)に該当する者と回答を得た場合は、申込受付は無効となります。

2 購入申込み

(1) 申込方法

購入を希望される方は、受付時間内に「市有財産購入申込書兼誓約書」に添付書類を添えて、お申込みください。

《添付書類》 共有者がいる場合は共有者の分も必要です。

個人	住民票の写し(原本)、市町村民税の納税証明書又は完納証明書、市有財産利用計画書、委任状(持参者が代理人の場合)
法人	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、印鑑証明書(写し可)、市町村民税の納税証明書又は完納証明書、委任状(持参者が代理人の場合)、役員等一覧表、市有財産利用計画書、事業概要書又は、定款、直近の決算書

※証明書は受付日前40日以内に交付されたものに限りです。

(2) 申込受付及び受付場所

申込受付	先着順に随時受付 午前 9時から午後 5時まで
受付場所	美唄市役所財政課契約管財係(市役所2階)

※閉庁日(土曜・日曜日、祝日、年末年始の休日)は受付いたしません。

3 売却の決定

申込資格審査により、売却を決定した場合は、その旨を記載した通知書を送付します。

4 契約の締結

- (1) 売却決定通知日の翌日から起算して14日以内に契約を締結します。
- (2) 契約に先立ち契約保証金(売却価格の10%以上の額)の納付が必要です。
- (3) 契約と同時に契約代金全額を納付する場合は契約保証金は不要です。

《契約に必要なもの》

- ・ 印鑑(申込書に使用したもの)
- ・ 契約保証金の領収書
- ・ 契約書に貼付する印紙(契約額100万円を超え500万円以下「1千円」※令和3年3月31日まで)

5 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、契約締結後に美唄市が発行する納入通知書により一括で納付してください。
- (2) 納付期限は契約締結日の翌日から起算して30日以内です。
- (3) 契約保証金は売買代金に充当することができます。
- (4) 売買代金完納により、美唄市から買受人に所有権が移転します。

6 所有権移転登記

- (1) 売買代金完納後に美唄市において所有権移転登記を行います。
- (2) 登記の際に登録免許税(国税)が課税されます。登録免許税及び登記に必要な書類の費用は、買受人の負担となります。
- (3) 登記の完了後、法務局から発行される登記完了証及び登記識別情報通知をお渡しします。

7 その他

- (1) 物件の引渡しは現況のままで行います。
必ず事前に現地を確認し、その状況を承知の上お申込み下さい。契約締結後において物件に面積の不足その他隠れた瑕疵(アスベスト、地中障害物、埋設物、産業廃棄物、土壌汚染等)のあることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求をすることはできません。
- (2) ダンプその他住環境を害する車両等の定置場所にはできません。
- (3) 当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に使用したり、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の事務所又はこれに類するものの用に使用したりできません。また、これらの用に使用されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸すことはできません。
- (4) 契約締結時から物件の引渡しまでの間において、美唄市の責めに帰することができない理由により、物件の毀損等の損害が生じたときは、その損害は買受人の負担となります。
- (5) 契約された方が契約書に定める義務を履行しなかったことにより、その契約を解除されたときはすでに納付した契約保証金は美唄市に帰属しますので、十分注意してください。
- (6) 都合により、物件内容の変更や売却を中止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (7) その他、不明な点などありましたら、美唄市財政課契約管財係までお問い合わせください。

お申込み・問合せ先

美唄市総務部財政課契約管財係(市役所2階)
〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号 TEL0126-62-3136
市HP:<http://www.city.bibai.hokkaido.jp>